

育児・介護休業法に基づく男性労働者の育児休業等の取得状況について（令和7年4月1日施行）

社会福祉法人こもはら福祉会

公表日：令和7年6月6日

公表義務のある対象企業	常時使用する労働者が300人を超える企業
公表対象年度	令和6年度（6.4/1～7.3/31）
公表内容	①育児休業等の取得割合
<u>育児休業をした男性労働者の数</u> <u>配偶者が出産した男性労働者の数</u>	2／2＝ <u>100％</u>